

本文書は、日本企業の対中投資の参考に供するために、曾我法律事務所(現シティユーワ法律事務所、以下「当事務所」)が作成し、PDFファイル形式で公開したものです。本文書に関し発生する著作権は当事務所に帰属しますが、ヘッダーを含め本文書の内容及びPDFファイルのデータを改変せずに配布又は印刷される場合には、当事務所の承諾は不要です。それ以外の場合には事前に当事務所にご相談下さい。

## 外商投資安全審査弁法

(国家発展改革委員会・商務部令 2020年第37号として2020年12月19日発布、2021年1月18日施行)

第1条 全面的開放の新局面形成を推進するというニーズに対応し、外商投資を積極的に促進すると同時に国家の安全のリスクを有効に予防及び解消するため、「中華人民共和国外商投資法」、「中華人民共和国国家安全法」及び関連する法律に基づき、本弁法を制定する。

第2条 国家の安全に影響を及ぼし、又は影響を及ぼすおそれがある外商投資については、本弁法の規定により安全審査を行う。

本弁法において「外商投資」とは、外国投資家が直接的又は間接的に中華人民共和国国内(以下「国内」という。)において行う投資活動をいい、次の各号に掲げる状況が含まれる。

- (一) 外国投資家が単独又はその他の投資家と共同で国内において新設プロジェクトに投資し、又は企業を設立する場合
- (二) 外国投資家が合併買収方式を通じ国内企業の出資持分権又は資産を取得する場合
- (三) 外国投資家その他の方式を通じ国内において投資する場合

第3条 国は、外商投資安全審査業務メカニズム(以下「業務メカニズム」という。)を確立し、外商投資安全審査業務の組織、調整及び指導に責任を負わせる。

業務メカニズム弁公室は、国家発展改革委員会に設置し、国家発展改革委員会及び商務部が指揮をとり、外商投資安全審査の日常業務を担当する。

第4条 次の各号に掲げる範囲内の外商投資について、外国投資家又は国内の関連当事者(以下「当事者」と総称する。)は、投資を実施する前に自ら進んで業務メカニズム弁公室に申しなければならない。

- (一) 軍事産業、軍事関連産業等の国防上の安全に関係する分野に投資し、並びに軍事施設及び軍事産業施設の周辺地域において投資する。
- (二) 国家の安全に関係する重要農産品、重要エネルギー及び資源、重大設備製造、重要インフラ、重要な運輸サービス、重要な文化的商品・サービス、重要な情報技術及びインターネット商品・サービス、重要な金融サービス、基幹技術並びにその他の重要分野に投資し、かつ、投資先企業の実質支配権を取得する。

前項第二号にいう「投資先企業の実質支配権を取得する」には、次の各号に掲げる状況が含まれる。

- (一) 外国投資家が企業の50%以上の出資持分権を保有する。
- (二) 外国投資家が保有する企業の出資持分権は50%に満たないが、その享有する議決権が董事会、出資者会又は出資者総会の決議に重大な影響を及ぼすことができる。
- (三) その他外国投資家が企業の経営意思決定、人事、財務、技術等に重大な影響を及ぼす

ことを可能にする状況

本条第1項に定める範囲(以下「申告範囲」という。)内の外商投資について、業務メカニズム弁公室は、これを申告するよう当事者に要求する権限を有する。

第5条 当事者は、業務メカニズム弁公室に外商投資を申告する前に、関係する問題について業務メカニズム弁公室に問合せを行うことができる。

第6条 当事者は、業務メカニズム弁公室に外商投資を申告する場合には、次の各号に掲げる資料を提出しなければならない。

- (一) 申告書
- (二) 投資計画
- (三) 外商投資が国家の安全に影響を及ぼすか否かの説明
- (四) 業務メカニズム弁公室が定めるその他の資料

申告書には、外国投資家の名称、住所、経営範囲、投資の基本的状況及び業務メカニズム弁公室が定めるその他の事項を明記しなければならない。

業務メカニズム弁公室は、業務の必要に基づき、省・自治区・直轄市人民政府の関係部門に委託して本条第1項に定める資料を代わりに受領させ、かつ、転送させることができる。

第7条 業務メカニズム弁公室は、当事者が提出した、又は省・自治区・直轄市人民政府の関係部門が転送した、本弁法第6条の規定に適合する資料を受領した日から15業務日内に、申告された外商投資について安全審査を行う必要があるか否かの決定を下し、かつ、当事者に書面により通知しなければならない。業務メカニズム弁公室が決定を下す前に、当事者は、投資を実施してはならない。

安全審査を行う必要がない旨の決定を業務メカニズム弁公室が下した場合には、当事者は、投資を実施することができる。

第8条 外商投資安全審査は、一般審査及び特別審査に分かれる。業務メカニズム弁公室は、申告された外商投資について安全審査を行う旨を決定した場合には、決定の日から30業務日内に一般審査を完了させなければならない。審査期間において、当事者は、投資を実施してはならない。

一般審査の結果、申告された外商投資は国家の安全に影響を及ぼさないと判断した場合には、業務メカニズム弁公室は、安全審査を通過した旨の決定を下さなければならない。国家の安全に影響を及ぼし、又は影響を及ぼすおそれがあると判断した場合には、業務メカニズム弁公室は、特別審査を開始する旨の決定を下さなければならない。業務メカニズム弁公室が下した決定は、当事者に書面により通知しなければならない。

第9条 業務メカニズム弁公室は、申告された外商投資について特別審査を開始する旨を決定した場合には、審査後に次の各号に掲げる規定に従って決定を下し、かつ、当事者に書面により通知しなければならない。

- (一) 申告された外商投資が国家の安全に影響を及ぼさない場合には、安全審査を通過した旨の決定を下す。
- (二) 申告された外商投資が国家の安全に影響を及ぼす場合には、投資を禁止する旨の決定を下す。条件を付すことにより国家の安全に対する影響を除去することができ、かつ、付された条件を受け入れる旨を当事者が書面により承諾した場合には、安全審査を条件付きで通過した旨の決定を下し、かつ、付された条件を決定中に記載することができる。

できる。

特別審査は、開始の日から60業務日内に完了しなければならないが、特段の場合には、審査期限を延長することができる。審査期限を延長する場合には、当事者に書面により通知しなければならない。審査期間において、当事者は、投資を実施してはならない。

第10条 業務メカニズム弁公室は、申告された外商投資に対して安全審査を行う期間に、関連資料の補充提供を当事者に要求し、かつ、当事者から関係状況を聞き取ることができる。当事者は、これに協力をしなければならない。

当事者が資料を補充提供する期間は、審査期間に算入しない。

第11条 業務メカニズム弁公室が申告された外商投資に対して安全審査を行う期間に、当事者は、投資計画を修正し、又は投資を撤回することができる。

当事者が投資計画を修正した場合には、審査期限は、業務メカニズム弁公室が修正後の投資計画を受領した日から新たに計算する。当事者が投資を撤回した場合には、業務メカニズム弁公室は、審査を終了する。

第12条 業務メカニズム弁公室が申告された外商投資について安全審査通過決定を下した場合には、当事者は、投資を実施することができる。投資禁止決定を下した場合には、当事者は、投資を実施してはならず、既に実施していた場合には、期限を定めて出資持分権又は資産を処分し、及びその他の必要な措置をとり、投資実施前の状態に回復させ、国家の安全に対する影響を除去しなければならない。安全審査の条件付き通過決定を下した場合には、当事者は、付された条件に従って投資を実施しなければならない。

第13条 外商投資安全審査の決定は、業務メカニズム弁公室が関係部門及び地方人民政府と共同して実施を監督し、安全審査を条件付きで通過した外商投資に対しては、関係証明資料の提供要求、現場検査等の方式を講じ、付された条件の実施状況について調査確認を行うことができる。

第14条 業務メカニズム弁公室が申告された外商投資について安全審査を行う必要がない旨又は安全審査を通過した旨の決定を下した後に、当事者が投資計画を変更した場合において、国家の安全に影響を及ぼし、又は影響を及ぼすおそれがあるときは、本弁法の規定により新たに業務メカニズム弁公室に対し申告しなければならない。

第15条 関係する機関、企業、社会团体、社会公衆等は、外商投資が国家の安全に影響を及ぼし、又は影響を及ぼすおそれがあると判断した場合には、安全審査の実施に係る提案を業務メカニズム弁公室に申し入れることができる。

第16条 申告範囲内の外商投資について、当事者が本弁法の規定どおりに申告しないまま投資を実施した場合には、期限を定めて申告するよう業務メカニズム弁公室が命じ、申告を拒絶する場合には、期限を定めて出資持分権又は資産を処分し、及びその他の必要な措置をとり、投資実施前の状態に回復させ、国家の安全に対する影響を除去するよう命ずる。

第17条 当事者が業務メカニズム弁公室に虚偽の資料を提供し、又は関係情報を隠蔽した場合には、業務メカニズム弁公室が是正を命ずる。虚偽の資料を提供し、又は関係情報を隠蔽して偽りにより安全審査通過を果たした場合には、関連決定を取り消す。既に投資を実施していた場合には、期限を定めて出資持分権又は資産を処分し、及びその他の必要な措置をとり、投資実施前の状態に回復させ、国家の安全に対する影響を除去するよう命ずる。

第18条 安全審査を条件付きで通過した外商投資について、当事者が付された条件どおり

に投資を実施しない場合には、業務メカニズム弁公室が是正を命じ、是正を拒絶する場合には、期限を定めて出資持分権又は資産を処分し、及びその他の必要な措置をとり、投資実施前の状態に回復させ、国家の安全に対する影響を除去するよう命ずる。

第19条 本弁法第16条、第17条及び第18条に定める事由が当事者にある場合には、それを不良信用記録として国の関係信用情報システムに組み入れ、かつ、国の関係規定に従って合同懲戒を実施しなければならない。

第20条 国家機関の職員が、外商投資安全審査業務において職権を濫用し、職務を懈怠し、私利を図った場合、又は国家秘密若しくは自身が知り得た商業秘密を漏洩した場合には、法により処分する。犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。

第21条 香港特別行政区、マカオ特別行政区及び台湾地区の投資家が投資を行う場合において、国家の安全に影響を及ぼし、又は影響を及ぼすおそれがあるときは、本弁法の規定を参照して執行する。

第22条 外国投資家が証券取引所又は国務院が認可するその他の証券取引場所を通じて国内企業の株券を購入する場合において、国家の安全に影響を及ぼし、又は影響を及ぼすおそれがあるときは、その本弁法の適用に係る具体的な弁法は、国務院証券監督管理機構が業務メカニズム弁公室と共同して制定する。

第23条 本弁法は、公布の日から30日後に施行する。

(法令原文名称：外商投資安全審査办法)